

未来共創市場出店者向け利用規約

最終更新日: 2024年8月18日

第1条(総則)

この規約(以下「本規約」といいます)は、グループウェア株式会社(以下「当社」といいます)が運営するECモール「未来共創市場」(以下「モール」といいます)における出店者と当社との間の契約関係(以下「本契約」といいます)を定めるものです。本規約は、出店者がモールに出店し、商品またはサービスを販売するにあたり適用されます。

第2条(定義)

本規約において使用される用語の定義は、次の通りとします。

- 「出店者」とは、モールにおいて当社に商品またはサービスを供給する個人または法人を指します。
- 「商品」とは、出店者がモールを通じて販売する物品およびサービスを指します。
- 「顧客」とは、モールを通じて商品を購入する個人または法人を指します。
- 「当社」とは、グループウェア株式会社を指します。
- 「モール」とは、当社が提供するオンラインショッピングプラットフォームを指します。
- 「本サービス」とは、出店者がモールを利用して商品を販売するために提供される全てのサービスを指します。

第3条(出店の申込)

- 出店者は、モールにおいて商品を販売することを希望する場合、当社所定の方法により出店の申込を行わなければなりません。
- 出店申込に際して、出店者は以下の情報を提供するものとします。
 - YEG会員名及び所属YEG単会名、YEGでの経歴、会社での役職
 - 会社名(商号)、代表者名、本社所在地および連絡先
 - 店舗運営責任者の氏名、連絡先(電話番号、電子メールアドレス等)
 - 取扱商材に関する資料(カタログ、写真など)
 - 登記簿謄本(法人の場合) または 住民票(個人事業主の場合)
 - 営業許可証や資格証明書(掲載する商品による)
 - その他、当社が必要と判断する情報

第4条(商品掲載基準)

- 当社は、モールのコンセプトに基づき、以下に該当する商品を推奨掲載商品とします。
 - 地域の特産品や伝統工芸品
 - 地域の体験型サービスチケット
 - 全国に発信したい地域流通商品
 - 地域の持続的発展に貢献する商品

5. YEGメンバーの共創商品
 6. YEGが繋ぐ地域と地域のコラボレーション商品
 7. YEG活動で開発・販売する商品
 8. 出店者が開発した商品
 9. 出店者が独自に輸入した商品
2. 以下の商品は掲載が非推奨・NGとされます。
 1. 大手ブランドの全国一般流通商品
 2. 著作権や商標権を侵害する商品、公序良俗に反する商品
 3. 当社は、上記の基準に基づき、商品の掲載を停止または削除する権利を有します。
 4. 掲載基準に関する詳細な審査は、当社が独自に行い、結果について事前通知なく対応することがあります。

第5条(申込の承諾)

1. 当社は、出店者からの申込内容を審査し、承諾するかどうかを判断します。承諾した場合、当社は出店者に対してその旨を電子メールで通知し、モールにおける出店を許諾します。
2. 当社は、必要に応じて出店者から追加の情報や資料を求めることができます。
3. 当社が出店申込を承諾しない場合、その理由を説明する義務を負いません。
4. 出店申込の承諾後、出店者は当社が提供する管理システムへのアクセス権を得て、モール上での販売活動を開始することができます。

第6条(出店者の義務)

1. 出店者は、モールにおける販売活動に際して、以下の義務を負います。
 - a. 商品情報の正確な表示: 出店者は、販売する商品の名称、価格、説明、画像等の情報を正確かつ最新の状態に保つ責任を負います。価格設定については、他のモールやオンライン販売チャネルでの価格と大きく乖離しないよう努めるものとします。
 - b. 商品の品質と在庫管理: 出店者は、販売する商品の品質を保証し、適切な在庫管理を行う義務を負います。
 - c. 顧客対応: 出店者は、顧客からの問い合わせ、クレーム、返品・交換の対応を迅速かつ適切に行う責任を負います。
 - d. 個人情報の保護: 出店者は、顧客情報の取り扱いに際して、個人情報保護法を含む関連法令を遵守し、個人情報の適切な管理・保護を行う義務を負います。
 - e. 入金先情報の管理: 出店者は、当社に提供する入金先情報を正確に管理し、変更がある場合は速やかに当社に通知する義務を負います。
2. 出店者は、当社の定めるモール運営ガイドラインに従い、販売活動を行わなければなりません。ガイドラインに違反した場合、当社は必要な措置を講じる権利を有します。
3. 出店者は、モールの利用において、他の出店者や顧客に対して迷惑行為や不正行為を行わない義務を負います。
4. 出店者は、当社からの通知や連絡を迅速に確認し、必要に応じて対応する義務を負います。
5. 出店者は、販売活動に関連するデータや記録を適切に保管し、必要に応じて当社に提出する義務を負います。

第7条(料金の支払い)

1. 出店者は、モールでの販売活動に対して以下の料金を当社に支払うものとします。
 - a. 初期費用: 出店時に一度発生する費用。

- b. 月額費用: 出店プランに応じた費用。1年契約で年払いとします。
 - c. 更新料: 特定のプランには、1年ごとに更新時に発生する費用。該当プランおよび金額は当社が別途通知します。
 - d. システム利用料: 売上金額に対する一定割合を、売上受領時に自動的に差し引きます。
2. 遅延損害金: 出店者が支払期限を過ぎても料金を支払わない場合、当社は遅延損害金を請求する権利を有します。遅延損害金の利率は年利14.5%とします。
 3. 支払いの調整: 当社は、出店者が支払うべき料金を、出店者への売上支払金から差し引くことができるものとします。
 4. 返金不可: 出店者が支払った初期費用、月額費用、更新料、システム利用料は、いかなる理由においても返金されないものとします。ただし、法令に基づき必要とされる場合、または当社が特別に認めた場合はこの限りではありません。

第8条(契約期間と更新)

1. 契約期間: 出店者と当社との出店契約の有効期間は、契約開始日から1年間とします。ただし、期間満了の1カ月前までにいずれかの当事者から解約の意思表示がない限り、契約は自動的にさらに1年間延長されます。
2. 更新条件: 契約更新には、出店者が契約期間中に当社の定める基準を満たしていることが条件となります。基準を満たさない場合、当社は契約を更新しない権利を有します。
3. 解約手続き: 出店者は、契約期間満了の1カ月前まで、当社が指定する方法で解約の意思表示を行うことができます。
4. 契約解除: 出店者が本規約に違反した場合、または当社が出店者の営業活動を不適切と判断した場合、当社は契約期間中でも契約を解除する権利を有します。この場合、当社は出店者に通知を行い、必要な処理を速やかに行います。
5. 契約終了後の処理: 契約終了後、出店者は速やかにモールから出店情報を削除し、顧客からの問い合わせや注文に対して適切な対応を行う義務を負います。当社は、顧客対応を支援するために必要な範囲で協力します。

第9条(顧客情報の取扱い)

1. 個人情報の保護: 出店者は、顧客の個人情報を取り扱う際に、個人情報保護法をはじめとする関連法令を遵守し、適切に管理・保護する義務を負います。当社も、モール全体の個人情報管理において同様の責任を負います。
2. 情報の利用制限: 出店者は、顧客情報を販売活動に関連する目的に限り利用し、当社が指定した目的以外での利用、第三者への開示、譲渡、提供は行わないものとします。ただし、顧客の同意がある場合や法令に基づく場合を除きます。
3. 情報の管理: 出店者は、顧客情報の不正アクセス、漏洩、改ざん、紛失を防止するために必要な安全管理措置を講じなければなりません。当社も同様に、モールシステム全体のセキュリティを維持する責任を負います。
4. 情報の保管: 出店者は、顧客情報を適切な期間において保管し、その後、法令や当社のガイドラインに基づいて廃棄または消去するものとします。
5. 情報の開示請求: 顧客から自身の個人情報に関する開示、訂正、利用停止、削除の請求があった場合、出店者は速やかに対応し、必要に応じて当社と連携します。
6. 問題が発生した場合: 顧客情報の漏洩や不正利用が発覚した場合、出店者は直ちに当社に報告し、必要な措置を講じなければなりません。

第10条(禁止事項)

出店者は、モールの利用に際して、以下の行為を行ってはなりません。

1. 法令や公序良俗に違反する行為
2. 当社、他の出店者、または顧客に対して迷惑、不利益、損害を与える行為
3. 虚偽または誤解を招く情報の提供:例えば、実際には存在しない商品を販売する行為や、誇大な広告表現を用いる行為。
4. 当社の事前許可なく、商業目的での無断利用や営業活動
5. 他人の権利(知的財産権、プライバシー権など)を侵害する行為
6. コンピュータウイルスや有害なプログラムを使用する行為
7. モールの運営やシステムの正常な機能を妨害する行為
8. モールの外部での取引を誘導する行為
9. 当社の評判や信用を損なう行為
10. その他、当社が不適切と判断する行為

第11条(制裁措置)

1. 当社は、出店者が前条の禁止事項に違反した場合、以下の措置を講じることができます。
 - a. 出店契約の解除
 - b. 出店者のアカウントの一時停止または削除
 - c. 違反行為によって生じた損害の賠償請求
 - d. モール内での商品の掲載停止または削除
 - e. その他、当社が必要と判断する措置
2. 当社は、前項の措置を講じた場合、その理由を出店者に通知します。ただし、当社が必要と判断した場合には、事前の通知なく措置を講じることができます。
3. 出店者が制裁措置に異議がある場合、当社に対して異議申し立てを行うことができます。異議申し立ての手続きは、当社が別途定める方法に従うものとします。

第12条(免責事項)

1. サービス提供の中断・停止:当社は、システムの保守や更新、天災、通信回線の障害など、やむを得ない事由によりモールの運営を一時的に中断または停止することがあります。この場合、当社はこれにより生じた出店者の損害について一切の責任を負いません。
2. 商品に関する責任:モールで販売される商品の品質、機能、在庫状況、納期に関しては、出店者が当社に提供する情報に基づき管理されます。当社が販売者として、顧客からのクレームに対応しますが、出店者は商品の品質や機能に関する情報の正確性を保証する責任を負います。
3. 情報の正確性:モール上で提供される情報の正確性、完全性、最新性について、当社はその保証を行いません。出店者および顧客は、自己の責任で情報を利用するものとします。
4. 損害賠償の制限:当社が負う損害賠償責任は、出店者が支払った直近の基本出店料の額を上限とします。間接損害、特別損害、逸失利益については、当社は一切の責任を負いません。
5. 反社会的勢力の排除:出店者が反社会的勢力に関与していることが判明した場合、当社は出店契約を解除し、その後生じた損害については一切の責任を負いません。
6. サービスの変更・終了:当社は、モールの内容、サービスの全部または一部を、事前の通知なく変更または終了することがあります。この場合、当社はこれにより生じた出店者の損害について一切の責任を負いません。

第13条(規約の変更)

1. 規約の変更権限: 当社は運営上の必要性や法令の改正などに応じて、出店者に事前の通知なく本規約を変更することができます。
2. 変更の通知: 規約が変更された場合、当社はその内容をモール内の適切な場所に掲示するか、出店者に対して電子メール等の方法で通知します。変更内容の通知は、原則として変更実施の少なくとも7日前に行いますが、緊急の場合はこの限りではありません。
3. 変更後の規約の効力: 変更された規約は、当社が掲示または通知した時点で効力を生じるものとします。出店者は、変更後の規約に従う義務があります。
4. 異議申し立て: 出店者が規約の変更に関する異議がある場合、当社に対して異議申し立てを行うことができます。異議が認められた場合、当社は適切な対応を行いますが出店者が規約変更後もモールを利用し続けた場合は、変更に同意したものとみなされます。
5. 規約の確認義務: 出店者は、定期的に本規約を確認し、変更が行われた場合にはその内容を理解する責任を負います。当社は、規約変更に関する個別の説明義務を負いません。

第14条(反社会的勢力の排除)

1. 表明と保証: 出店者は、自身およびその役員、従業員が反社会的勢力に属さないことを表明し、これを保証します。また、将来にわたっても反社会的勢力と一切の関係を持たないことを誓約します。
2. 契約の解除: 出店者が反社会的勢力に属していることが判明した場合、または反社会的勢力との関与が発覚した場合、当社は何らの通知を行うことなく、直ちに店舗契約を解除することができます。この場合、当社は出店者に対して一切の賠償責任を負いません。
3. 賠償責任: 前項に基づき当社が損害を被った場合、出店者はその損害を賠償する責任を負います。
4. 排除の協力: 出店者は、反社会的勢力の排除に向けた当社の取り組みに全面的に協力し、必要な情報を迅速に提供する義務を負います。

第15条(準拠法と裁判管轄)

1. 準拠法: 本規約の解釈および適用に関しては、日本法を準拠法とします。
2. 裁判管轄: 本サービスに関連して生じた一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。